

## 医政メモQ&A

### 広告規制の緩和について

厚生労働省は、「改定規制改革推進3カ年計画」を示し、政府は3月29日に閣議決定しました。同計画は平成13年度から3年間の規制改革の方針を定めたものであり、総合規制改革会議が昨年12月にまとめた「第1次答申」に基づいた改定です。その中で、医療に関する徹底的な情報開示・公開を求めており、患者情報の開示や医療機関に関する評価の充実を平成14年度中に措置し、また平成13年度中には医療提供者に関する情報開示、広告規制の緩和を措置するとのべられております。

**Q：広告規制の概要を教えてください。**

**A：**広告規制制度は原則として、医療機関、医業等に関する広告を禁止しています。事実や客観的な情報として個別に定められた事項についてのみ、広告できる事とされています。その内容は①虚偽広告の禁止②比較広告の禁止③誇大広告の禁止です。

**Q：違反をした場合はどうなりますか？**

**A：**広告規制に違反した場合は、医療法第73条の規定により、6ヶ月以下の懲役または30万以下の罰金となります。

**Q：今まで認められてきた広告はどんなものですか？**

**A：**医療法においては、医療機関が広告できる事項を個別に列挙しており、医療法第69条第1項第1号から第10号までに列記する事項のほか、大臣告示で定める事項を広告できることとしております。平成13年3月には、医師の略歴や（財）日本医療評価機構が行う医療機能評価を受けた旨、診療録等の情報提供を行うことができる旨などを広告できるよう規制緩和が進められてきました。⇒\*

（参照1）医業等に関して広告しうる事項（医療法第69条）

①医師または歯科医師である旨

②診療科名（政令で定めるもの、厚生労働大臣の許可を受けたもの）

③病院または診療所の名称、電話番号及び住所地

④常時診療に従事する医師または歯科医師の氏名

⑤診療日または診察時間

⑥入院設備の有無

⑦紹介することができる他の病院または診療所の名称

⑧診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

\*厚生労働大臣の定める事項（告示）（平成13年厚生労働省告示第19号）平成13年3月より新項目が追加されました。新項目として、医師の略歴、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果や診療録等の情報提供を行うことができる旨等を広告できる11項目です。

**Q：新しい広告規制緩和はいつから始まりですか？**

**A：**厚生労働省は2月20日広告可能事項を拡大する案をまとめ、1カ月間パブリックコメントを募集し、その結果も踏まえて、改正内容を決定し、3月29日に大臣告示を行いました。施行期日は4月1日からの予定です。

**Q：その内容はどんなものですか？**

**A：**下記の通りです。その中で、専門医の広告については、資格認定団体の基準について要件を厳しくし、手術件数・分娩件数・平均在院日数・患者数・病床利用率については、広告内容を容易に検証できることを条件にしています。また死亡率の広告については、比較可能なデータを提供するための環境が整っていないなどの理由から、今回は見送られました。

（参照2 新たに広告できる事項）

- 基準を満たす団体から（条件の詳細あり）専門医の認定を受けた医師・歯科医師がいる旨
- 治療方法（診療報酬点数表で認められている名称に限る）
- 手術件数（診療報酬点数表で認められている手術に限る）
- 分娩件数
- 平均在院日数
- 患者数（疾患別患者数を公表する場合は、診療録管理体制加算の施設基準が認められていること）
- 次に掲げる医療機関である旨
  - ・ 公害健康被害の保障等に関する法律の公害医療機関
  - ・ 戦傷病者特別援護法指定医療機関
  - ・ 小児救急医療拠点病院（平成14年度予算成立後に措置予定）
  - ・ エイズ治療拠点病院
  - ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院
  - ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院
  - ・ 精神保健福祉法に規定されている措置入院を行っている病院
- 医師・看護婦等スタッフの患者数に対する配置割合及び人数
- 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨
- 他の医師または歯科医師の意見を求める患者に協力する体制を確保している旨
- 電子カルテを導入している旨
- 患者相談窓口を設置している旨
- 症例検討会を開催している旨
- 入院診療計画（クリティカルパス）を導入している旨
- 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨
- 日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の個別具体的な審査結果
- 病床利用率
- 病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴
- 外部監査を受けている旨
- 日本適合性認定協会の認定（いわゆるISO9000s）を受けた審査登録機関に登録している旨
- 医療機関のホームページアドレス

（医政担当理事 藤原 秀俊）

